

海老名市教育委員会

(平成30年 11月 定例会議事日程)

日時 平成30年11月21日(水)

午前10時00分

場所 えびなこどもセンター 201会議室

教育長報告

日程第 1 報告第 21 号 平成30年度教育委員会非常勤特別職の委嘱について

日程第 2 議案第 27 号 区域外就学に関する協定について

日程第 3 議案第 28 号 海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正について

日程第 4 議案第 29 号 平成30年度全国学力・学習状況調査公表内容について

日程第 5 議案第 30 号 海老名市立図書館条例施行規則の一部改正について

日程第 6 議案第 31 号 「平成30年度海老名市一般会計補正予算のうち教育に係る部分」に関する「意見の申し出」について（非公開事件）

海老名市教育委員会

平成30年 11月定例会



◇教育長報告

1 主な事業報告

- 10月26日（金） 教育委員会10月定例会
広報えびな題字審査会
校長との予算編成調整会議
- 27日（土） オアシス運動ポスター表彰式
- 29日（月） 海老名JC事業子どもプレゼンテーション
部内予算調整打合せ
- 30日（火） 県都市教育長会議
部内予算調整打合せ
- 31日（水） 週部会
市長定例記者会見
総合教育会議児童打合せ（杉久保小学校）
- 11月 1日（木） 今泉中学校タブレット朝会
市制施行47周年記念式典
今泉小学校6年児童こどもセンター見学
部活動に係る整形外科医講演会（柏ヶ谷中学校）
- 2日（金） 朝のあいさつ運動（柏ヶ谷中学校）
総合教育会議打合せ
- 3日（土） 海老名文化スポーツ賞表彰式
- 4日（日） 中学校人権作文表彰式
- 5日（月） 今泉小学校タブレット朝会
家庭教育学級（大谷小学校）
白石市中学生表敬訪問
よりよい授業づくり特別版（中新田小学校）
- 6日（火） 拠点校指導員連絡会
11月校長会議
トンガ寄付受け取り（社家小学校）
福岡県小郡市行政視察（部活動）

- 7 日 (水) 週部会
海小研教育講演会
海老名市保護司会
- 8 日 (木) 学校保健研究協議会
- 9 日 (金) 11 月教頭会議
- 10 日 (土) 教育支援センター教育セミナー
家庭と地域の教育を考える集い
単 P 会長会
- 12 日 (月) 県市町村教育長連合会総会
- 13 日 (火) 門沢橋小タブレット朝会
学状結果説明会リハーサル
- 14 日 (水) 週部会
学童保育クラブ教育長と回る会
- 15 日 (木) 特学親の会
柏ヶ谷小音楽会
教育課題研究会
教育委員会 11 月臨時会
- 16 日 (金) 11 月臨時議会
臨時最高経営会議
よりよい授業づくり学校訪問 (有馬小)
川東地区校長研究大会
- 17 日 (土) ひきこもり講演会
統計グラフコンクール表彰式
大谷小学校 50 周年記念式典
- 18 日 (日) 総合教育会議 (杉久保小)
- 19 日 (月) 有馬小タブレット朝会
南洋貿易訪問 (トンガ王国寄付)
学状結果説明会
- 20 日 (火) チューリップ寄贈式 (海老名小)
最高経営会議
- 21 日 (水) 教育委員会 11 月定例会
小学校支援級合同宿泊研修出発式
週部会
海西中学校運営協議会



2 「学校運営協議会」について

本日の海西中学校学校運営協議会の設置により、市内全小中学校に学校運営協議会が設置され、これで海老名市立小中学校全19校がコミュニティ・スクールとなります。

私としては、小学校と中学校が連携して9年間のスパンで子どもを育てるという「小中一貫教育」、学校運営を教職員だけでなく、保護者や地域の方々などと、共に進める「コミュニティ・スクール」は、これからの学校の在り方のベースになるものだと考え、まずは、海老名市立小中学校にその制度を導入したところです。

その課題や問題点を指摘して、新たな制度の導入を拒むことは容易なことで、それらがすべて解決しないと導入すべきではないという考えもありますが、事前に可能な限り話し合っ、問題を解決しながら進むという共通理解のもと取り組んでいるところです。

今後、3年間ぐらいをめぐに、各学校の実情に応じて、どのような学校運営協議会であるべきなのかを話し合っ、作り上げていってほしいと考えています。

また、大きな成果というより、具体的な実績を積み上げてほしいと考えています。自分たちの学校の子どもたちのために、保護者のために、学校（教職員）のために、自分たちのために、できたことをひとつひとつ実績として積み上げてほしいと思うのです。

そして、学校ごとの取組であり、私は各学校を比べることは、意味がないと思っています。しかしながら、地域の学校として、地域に愛される学校として、その学校ごとに違いが如実に表れてくることでしょう。そのような意味で、やらざるを得ない状況になる前に、やれることに地道に取り組んでほしいと思うのです。

校長のリーダーシップのもと、保護者・地域とともに、子どもたちのために、自分たちのために、力を合わせて、学校作りに取り組んでほしいものです。

※添付資料 教職員への便り「いがすたいがすた」第6号



以上でございます。



いがすたいがすた

教育長だより 第 6 号

H30.10.30 伊藤 文康

あと2日で、11月を迎えます。第二学期の折り返しとなります。

朝夕だいぶ寒くなりましたが、みなさん体調はいかがでしょう。

春になったと思ったら夏のように暑くなり、秋になったと思ったら冬のように寒くなり、近年は、春と秋が短くなってきたと感じるところです。

体調管理には、充分に気をつけてください。

忙しいのは承知していますが、好きなものおいしいものをたくさん食べることと、大変なことがあっても気持ちをきりかえて、自分なりの楽しい時間を過ごすことが大切です。

子どもたちも、みなさんも、何より自分を大切にしてほしいと思うところです。

さて、第二学期は、授業時数が多く、学校行事も多く、実りの秋として、子どもたちが大きく成長する学期です。

学年や学級としての集団力の向上はもちろんですが、目の前の子どもたちひとりひとりの成長をていねいに確かめてほしいと思います。

よろしくをお願いします。

『声をかける』

人それぞれ、得手不得手があり、性格としては、外向的な方、内向的な方（誰でもすべてを持ち合わせてはいますが）という受け止め方をされたりします。

私は、東北の田舎の海の町の出身ということもあり、教員になった頃は、人と進んで話すことはあまり得意ではなく、どちらかというと不愛想でした。今でも、正直、人と積極的に話す方ではなく、電話での長話はほとんどありませんし、家に帰ると気遣いがなくホッとします。

ただ、仕事上は、そうはいかず、意図的に、周りに声かけするようにしています。教育委員会の職員はもちろん、こどもセンターに来る方々にもていねいに自分から声をかけるようにしています。

みなさんもそうでしょうが、学級担任の頃は、学級の子どもたちひとりひとりに一日一回は声をかけるようにしていました。

声をかけるということは、自分からコミュニケーションの手を差し伸べるといことです。教員としてのみなさんには、子どもたちはもちろん、学校に来る保護者やお客さんに、自分から、あいさつや声かけをしてほしいと思います。

何より、教員としてのみなさんは、学校の顔ですから。



報告第 2 1 号

平成30年度教育委員会非常勤特別職の委嘱について

平成30年度教育委員会非常勤特別職の委嘱について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年11月21日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

報告理由

新たに非常勤特別職を委嘱したため

非常勤特別職(海西中学校学校運営協議会委員)の委嘱について

- 1 学校運営協議会委員について
学校運営への必要な支援及び協力を行う。
- 2 委嘱期間について
平成30年11月 1 日から平成32年10月31日まで
- 3 提案理由
新規委嘱
- 4 委嘱者

【新】

氏 名	委嘱等内容	備 考
そえの たつお 添野 龍雄	新規	学識経験者
きっかわ のりあき 吉川 典章	新規	学識経験者
かぎわた か よ こ 鍵渡 香代子	新規	学識経験者
よしざき ま み 吉崎 真美	新規	地域住民
あいざわ ひろこ 相澤 弘子	新規	学校運営に資する活動を行う者
すぎやま ひろたか 梶山 博考	新規	教頭
ふじき ひろし 藤木 裕史	新規	教務担当教諭
うるしはら はじめ 漆原 肇	新規	校長

議案第 27 号

区域外就学に関する協定について

別紙のとおり、区域外就学に関する協定について、議決を求める。

平成 30 年 11 月 21 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

区域外就学に関する協定について、今後の方向性を審議いただきたいため

区域外就学に関する協定について

1 制定理由

学校教育法施行令第 9 条に規定する区域外就学について、海老名市教育委員会、座間市教育委員会及び綾瀬市教育委員会の間で、協定を締結したいため。

2 制定内容

別紙「区域外就学に関する協定書」のとおり

3 協定締結予定日

平成 30 年 12 月 1 日

4 今後のスケジュール

平成 30 年 11 月 21 日 定例教育委員会で区域外就学に関する協定について審議

平成 30 年 11 月末まで 2 市（座間市、綾瀬市）の教育委員会の担当課と調整
・ 3 市の対応の統一（協定締結日等）
・ 事務フローの作成等

区域外就学に関する協定書（案）

海老名市教育委員会（以下「甲」という。）、座間市教育委員会（以下「乙」という。）及び綾瀬市教育委員会（以下「丙」という。）は、学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号。以下「施行令」という。）第 9 条に規定する区域外就学について、次のとおり協定を締結する。

（情報交換及び協議）

第 1 条 甲、乙及び丙の間で、施行令第 9 条の規定による届け出があった場合は、甲、乙及び丙の間で情報交換及び協議を行い、区域外就学について決定するものとする。

（区域外就学）

第 2 条 海老名市、座間市及び綾瀬市に住所を有する児童生徒の就学については、地理的な理由、身体的な理由及びその他教育的配慮等を考慮し、行政区域外における就学を可能なものとする。

本協定締結の証として本書 3 通を作成し、各自記名押印の上各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 神奈川県海老名市勝瀬 175 番地の 1
海老名市教育委員会

乙 神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目 1 番 1 号
座間市教育委員会

丙 神奈川県綾瀬市早川 550 番地
綾瀬市教育委員会

海老名市立小・中学校の指定校変更及び区域外就学に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）第8条の規定に基づき、施行令第5条第2項の規定により海老名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が就学を指定した学校以外の海老名市立の小学校又は中学校に就学すること（以下「指定校変更」という。）及び施行令第9条の規定に基づく区域外就学の承諾等に関することについて、必要な事項を定める。

(指定校変更の要件等)

第2条 指定校変更の要件等は、別表1のとおりとする。ただし、通学区域の再編により、特例措置がある場合は、この限りではない。

(区域外就学の要件等)

第3条 海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則（以下「規則」という。）第9条第1項の規定による就学（以下「区域外就学」という。）の要件等は、別表2のとおりとする。

(指定校変更の承認)

第4条 教育委員会は、規則第7条第1項の規定による申立てを受けた場合において、申立内容が別表1に掲げる要件を満たし、指定校変更が必要と判断したときは、承認するものとする。

2 前項の場合において、教育委員会は、必要と認めるときは、関係する学校の校長その他の者から意見を聞き、又は意見書の提出を求めることができる。

3 教育委員会は、第1項の承認をする場合において、条件を付することができる。

(指定校変更の不承認)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、教育委員会は、保護者から規則第7条第1項の規定による申立てを受けた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定校変更の承認をしないことができる。

(1) 児童生徒等の通学上の安全が確保できないと認められるとき。

(2) 災害の発生及び児童生徒等の病気、怪我その他の緊急時に、学校と保護者との連絡が困難と認められるとき。

(3) その他特別の事情により、就学を希望する学校への就学が困難なとき。

2 教育委員会は、前項の規定により指定校変更を承認しないときは、保護者に文書で通知しなければならない。

(指定校変更の承認取消し)

第6条 教育委員会は、第4条第1項の規定により指定校変更を承認した後において、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該承認を取り消すことができる。

(1) 保護者が虚偽の申立てをしたことが判明したとき。

(2) 保護者が教育委員会の付した条件を履行しないとき。

(3) その他特別の事情により、就学を希望する学校への就学が困難になったとき。

2 教育委員会は、前項の規定に基づき承認を取り消したときは、保護者及び児童生徒等が就学する学校の校長に文書で通知しなければならない。

3 第1項の規定により、指定校変更の承認を取り消された保護者は、速やかに（新入学児童生徒の場合は、4月1日までに）教育委員会が指定した学校に児童生徒等を就学させなければならない。

(区域外就学の承諾等)

第7条 教育委員会は、規則第9条第1項の規定による願い出について、別表2に掲げる要件に適合する場合には、第8条各号のいずれかに該当する場合を除き、児童生徒等の住所地の教育委員会と協議して、区域外就学を承諾するものとする。

2 教育委員会は、規則第9条第1項の規定による願い出があった場合、必要と認められるときは、関係する学校長その他の者の意見を聞き、又は意見書の提出を求めることができる。

3 教育委員会は、第1項の承諾をする場合において、保護者に条件を付することができる。

(区域外就学の不承諾)

第8条 教育委員会は、保護者から規則第9条第1項の規定による願い出を受けた場合

において、次の各号のいずれかに該当するときは、区域外就学を承諾しないことができる。

- (1) 当該児童生徒等の通学上の安全が確保できないと認められるとき。
- (2) 災害の発生及び児童生徒等の病気、怪我などの緊急時に、学校と保護者との連絡が困難と認められるとき。
- (3) その他特別の事情により、就学を希望する学校への就学が困難なとき。

2 教育委員会は、前項のいずれかに該当するため区域外就学の承諾をしないときは、保護者に文書で通知しなければならない。

(区域外就学の承諾取消し)

第9条 教育委員会は、第7条第1項の規定により区域外就学を承諾した後において、次の各号のいずれかに該当する場合には、承諾を取り消すことができる。

- (1) 保護者が虚偽の申立てをしたことが判明したとき。
- (2) 保護者が教育委員会の付した条件を履行しないとき。
- (3) その他特別の事情により、就学を希望する学校への就学が困難になったとき。

2 教育委員会は、前項の規定により区域外就学の承諾を取り消した場合には、保護者及び児童生徒等が就学する学校長に文書で通知しなければならない。

3 第1項の規定により区域外就学の承諾を取り消された保護者は、速やかに当該児童生徒等の住所地の教育委員会が指定する学校に児童生徒等を就学させなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

別表 1（第 2 条関係） 指定校変更の要件等

	要 件	期 間
1	学年途中で転居した際、事情により引き続き、現在の学校に通う場合	必要と認める期間 ※学期末・行事終了まで ※最終学年は卒業まで
2	学年途中で住所異動の予定があり、就学予定校に就学を希望する場合	必要と認める期間 ※住所異動の前日まで
3	現在の学校の隣接学区へ住所異動し、事情により引き続き、現在の学校に通う場合	必要と認める期間 ※住所異動日から卒業まで
4	最終学年で住所異動し、事情により引き続き、現在の学校に通う場合	必要と認める期間 ※住所異動日から卒業まで
5	改築等、一時的な転居により、引き続き、現在の学校に通う場合	必要と認める期間 ※再居住日の前日まで
6	住民登録の異動と居住地の変更が同時にできず、住民登録の異動後も居住地を変更するまでの間、引き続き、現在の学校に通う場合	必要と認める期間 ※住民登録異動日から異動先へ転居する前日まで
7	学区境に住所があり、指定校以外の学校に通う場合	必要と認める期間 ※就学から卒業まで
8	ひとり親家庭、共働き家庭で、放課後の看護者がなく、学童保育や祖父母宅、自営業等の事業所等、放課後の生活をする区域の学校に通う場合	必要と認める期間 ※家族の状況等が変わるまでの期間
9	部活動の有無により学校を選択する場合	必要と認める期間
10	特色のある教育活動により学校を選択する場合	必要と認める期間
11	いじめ等、精神の状態による不登校などで、転校することによって改善が望める場合に、指定校以外の学校に通う場合	必要と認める期間

12	転学等、環境変化により、心因的な不安定さを抱き、 友達関係への影響やいじめ・不登校につながる要因 を回避するための配慮を要する場合	必要と認める期間 ※定期的に相談・協議
13	災害や事件等不測の事態等による場合	必要と認める期間
14	D V、虐待等による行政措置の必要性から、就学の 配慮を要する場合	必要と認める期間 ※行政措置がとけるまでの 期間
15	事情により、現在の居住地に住民登録ができない場 合に、実際に居住している指定校以外の学校に通う 場合	必要と認める期間
16	両親の離婚等により、児童生徒の精神的負担への配 慮を要する場合	必要と認める期間
17	身体的な理由等により、学校で継続的な支援を受け ることや特別支援学級等への就学による場合 ※通級指導、国際教室含む。	必要と認める期間
18	すでに、兄弟姉妹が指定校変更の承認を受けている 場合 ※兄弟姉妹が卒業している場合はこの限りではな い。	必要と認める期間
19	所属学年による進学、学業、就学等に関する配慮を 要する場合	必要と認める期間
20	その他、教育委員会が必要と認める場合	必要と認める期間

別表 2（第 3 条関係） 区域外就学の要件等

	基 準	期 間
1	最終学年で住所異動し、事情により引き続き、現在の学校に通う場合	必要と認める期間 ※住所異動日から卒業まで
2	短期間の一時的な異動で、事情により引き続き、現在の学校に通う場合	必要と認める期間
3	いじめ等、精神の状態による不登校などで、転校することによって改善が望める場合に、区域外の学校に通う場合	必要と認める期間
4	通学していた学校の通学区域外に転居（予定）したが、転学等、環境の変化から、心因的な不安定さを抱き、友達関係への影響やいじめ・不登校につながる要因を回避するための配慮を要する場合 ※新築、改築等の一時的な転居も含む。	必要と認める期間 ※定期的に相談・協議
5	D V、虐待等による行政措置の必要性から、就学の配慮を要する場合	必要と認める期間 ※行政措置がとけるまでの期間
6	新入学、転入学時に指定された学校が著しく遠距離にあり、指定校より近くの学校に通学することで、児童生徒の通学への過重な負担の軽減や安全な登下校が保たれる場合 ※中学校区も含む。	必要と認める期間
7	身体的・健康的な理由等により、指定された学校ではなく、近くの学校に通う場合 ※特別支援学級等入級含む。	必要と認める期間 ※根拠となる資料の提出
8	ひとり親家庭、共働き家庭で、放課後の看護者がなく、祖父母宅、自営業等の事業所等、放課後の生活	必要と認める期間 ※家族の状況等が変わるま

	をする区域の学校に通う場合	での期間
9	文化スポーツで一定の成績をおさめているが、指定校には活動する環境がなく、部活動等を理由に最寄りの学校に通う場合	必要と認める期間
10	すでに、兄弟姉妹が区域外就学の承諾を受け、区域外就学をしている場合 ※兄弟姉妹が卒業している場合はこの限りではない。	必要と認める期間
11	災害や事件、暴力団体等からの回避、外国とつながりのある児童生徒等、住民票を移すことや取得ができない事由における配慮を要する場合	必要と認める期間
12	その他、教育的配慮が必要と思われる場合	必要と認める期間

議案第 28 号

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正について

別紙のとおり、海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正について、議決を求める。

平成 30 年 11 月 21 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正について審議いただきたいため

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則
(平成 2 年教委規則第 5 号) の一部改正について

1 改正理由等

担当課名の修正等に伴い、学校指定通知書の様式(第 4 条関係:第 2 号様式)を変更するため。

小学校「特別の教科 道徳」の評価の追加に伴い、指導要録の様式(第 17 条関係:第 15 号様式の 2、第 15 号様式の 3、第 15 号様式の 4)を変更するため。

2 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

3 施行期日

平成 30 年 12 月 1 日

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部
を改正する規則

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則（平成 2 年教委規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 号様式及び第 1 5 号様式の 2 から第 1 5 号様式の 4 までを次のように改める。

学校指定通知書

保護者各位

次のとおり、就学を指定いたします。

児童・生徒名	
生 年 月 日	年 月 日
入 学 指 定 校	海老名市立 学校
入 学 期 日	年 月 日

★保護者説明会★

日 時

場 所

年 月 日

海老名市教育委員会

◇指定学校変更の申立てについて

- ・申立により、教育委員会が相当と認めるときは、指定された学校を変更することができます。
- ・指定された学校を変更したい場合は、学籍を担当する課までお問い合わせください。
- ・なお、変更の要件及び手続きについては、市のホームページでご覧いただくことができます。

第15号様式の2 (第17条関係)

児童氏名	学 校 名	区分	学年	1	2	3	4	5	6
		学 級							
		整理番号							

各 教 科 の 学 習 の 記 録										特別の教科 道徳	
I 観 点 別 学 習 状 況										学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子
教科	観 点	学年									
		1	2	3	4	5	6				
国語	国語への関心・意欲・態度							1			
	話す・聞く能力							2			
	書く能力							3			
	読む能力							4			
	言語についての知識・理解・技能							5			
社会	社会的事象への関心・意欲・態度							6			
	社会的な思考・判断・表現										
	観察・資料活用・技能										
	社会的事象についての知識・理解										
算数	算数への関心・意欲・態度										
	数学的な考え方										
	数量や図形についての技能										
	数量や図形についての知識・理解										
理科	自然事象への関心・意欲・態度										
	科学的な思考・表現										
	観察・実験の技能										
	自然事象についての知識・理解										
生活	生活への関心・意欲・態度										
	活動や体験についての思考・表現										
	身近な環境や自分についての気付き										
音楽	音楽への関心・意欲・態度										
	音楽表現の創意工夫										
	音楽表現の技能										
	鑑賞の能力										
図画工作	造形への関心・意欲・態度										
	発想や構想の能力										
	創造的な技能										
	鑑賞の能力										
家庭	家庭生活への関心・意欲・態度										
	生活を創意工夫する能力										
	生活の技能										
	家庭生活についての知識・理解										
体育	運動や健康・安全への関心・意欲・態度										
	運動や健康・安全についての思考・判断										
	運動の技能										
	健康・安全についての知識・理解										
II 評 定											
学年	教科										
	国語	社会	算数	理科	音楽	図画工作	家庭	体育			
3									3	学習活動	
4										観点	
5										評価	
6											
										外国語活動の記録	
										観 点	
										・コミュニケーションへの関心・意欲・態度	
										・外国語への慣れ親しみ	
										・言語や文化に関する気付き	
										学年	活 動 の 様 子
										3	
										4	
										5	
										6	
										総合的な学習の時間の記録	
										学年	学 習 の 記 録
										3	学習活動
											観点
											評価
										4	学習活動
											観点
											評価
										5	学習活動
											観点
											評価
										6	学習活動
											観点
											評価

児童氏名

特 別 活 動 の 記 録							行 動 の 記 録							
観 点	内 容	学年						項 目	学年					
		1	2	3	4	5	6		1	2	3	4	5	6
	学級活動							基本的な生活習慣						
								健康・体力の向上						
	児童会活動							自主・自律						
								責任感						
	クラブ活動							創意工夫						
								思いやり・協力						
	学校行事							生命尊重・自然愛護						
								勤労・奉仕						
								公正・公平						
								公共心・公德心						
総合所見及び指導上参考となる諸事項														
第1学年							第4学年							
第2学年							第5学年							
第3学年							第6学年							
出欠の記録														
学年	授業日数	出席停止 ・忌引等の日数	出席しなけれ ばならない日数	欠席日数	出席日数	備 考								
1														
2														
3														
4														
5														
6														

第15号様式の3（第17条関係）

児 童 氏 名	学 校 名	区分 / 学年	1	2	3	4	5	6
		学 級						
		整理番号						

各 教 科 ・ 特 別 活 動 ・ 自 立 活 動 の 記 録						
学年 教科等	1	2	3	4	5	6
生 活						
国 語						
算 数						
音 楽						
図 画 工 作						
体 育						
特 別 活 動						
自 立 活 動						

児 童 氏 名

特別の教科 道徳						
学習状況及び道徳性に係る成長の様子						
第1学年					第4学年	
第2学年					第5学年	
第3学年					第6学年	
行 動 の 記 録						入学時の障害の状態
第1学年				第4学年		
第2学年				第5学年		
第3学年				第6学年		
総 合 所 見 及 び 指 導 上 参 考 と な る 諸 事 項						
第1学年					第4学年	
第2学年					第5学年	
第3学年					第6学年	
出 欠 の 記 録						
区分 学年	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						

第15号様式の4（第17条関係）

小 学 校 児 童 指 導 要 録 抄 本

学籍 の 記 録	フリガナ			平成 年 月 日生				
	児童氏名			学校名				
	現住所			所在地				
	卒業年月日	平成 年 月 日						
各教科の学習の記録	I 観点別学習状況			II 評定	特 別 の 教 科 道 徳			
	国語	国語への関心・意欲・態度			外国語活動の記録 コミュニケーションへの関心・意欲・態度 外国語への慣れ親しみ 言語や文化に関する気付き			
		話す・聞く能力						
		書く能力						
		読む能力						
		言語についての知識・理解・技能						
	社会	社会的事象への関心・意欲・態度			総合的な学習の時間の記録 学 習 活 動 観 点 評 価			
		社会的な思考・判断・表現						
		観察・資料活用 of 技能						
		社会的事象についての知識・理解						
	算数	算数への関心・意欲・態度			特別活動の記録 学級活動 児童会活動 クラブ活動 学校行事 総合所見及び指導上参考となる諸事項			
		数学的な考え方						
		数量や図形についての技能						
		数量や図形についての知識・理解						
	理科	自然事象への関心・意欲・態度			行動の記録 基本的な生活習慣 健康・体力の向上 自主・自律 責任感 思いやり・協力 生命尊重・自然愛護 勤労・奉仕 公正・公平 公共心・公德心			
		科学的な思考・表現						
		観察・実験の技能						
		自然事象についての知識・理解						
	音楽	音楽への関心・意欲・態度						
		音楽表現の創意工夫						
		音楽表現の技能						
		鑑賞の能力						
	図画工作	造形への関心・意欲・態度						
		発想や構想の能力						
		創造的な技能						
		鑑賞の能力						
	家庭	家庭生活への関心・意欲・態度						
		生活を創意工夫する能力						
		生活の技能						
		家庭生活についての知識・理解						
体育	運動や健康・安全への関心・意欲・態度							
	運動や健康・安全についての思考・判断							
	運動の技能							
	健康・安全についての知識・理解							

この抄本の記載は原本と相違ないことを証明する

平成 年 月 日

学校名

校長氏名

印

附 則

この規則は、平成 3 0 年 1 2 月 1 日から施行する。

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則 新旧対照表

改 正	現 行																
第2号様式（第4条関係） 学校指定通知書 保護者各位 次のとおり、就学を指定いたします。 <table border="1"> <tr> <td>児童・生徒名</td><td></td></tr> <tr> <td>生 年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr> <td>入 学 指 定 校</td><td>海老名市立 学校</td></tr> <tr> <td>入 学 期 日</td><td>年 月 日</td></tr> </table> ★保護者説明会★ 日 時 場 所 年 月 日 海老名市教育委員会 ◇指定学校変更の申立てについて ・申立により、教育委員会が相当と認めるときは、指定された学校を変更することができます。 ・指定された学校を変更したい場合は、<u>学籍を担当する課</u>までお問い合わせください。 ・なお、変更の要件及び手続きについては、市のホームページでご覧いただくことができます。	児童・生徒名		生 年 月 日	年 月 日	入 学 指 定 校	海老名市立 学校	入 学 期 日	年 月 日	第2号様式（第4条関係） 学校指定通知書 保護者各位 次のとおり、就学を指定いたします。 <table border="1"> <tr> <td>児童・生徒名</td><td></td></tr> <tr> <td>生 年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr> <td>入 学 指 定 校</td><td>海老名市立 学校</td></tr> <tr> <td>入 学 期 日</td><td>年 月 日</td></tr> </table> ★保護者説明会★ 日 時 場 所 年 月 日 海老名市教育委員会 ◇指定学校変更の申立てについて ・申立により、教育委員会が相当と認めるときは、指定された学校を変更することができます。 ・指定された学校を変更したい場合は、学校教育課までお問い合わせください。 ・なお、変更の要件及び手続きについては、市のホームページでご覧いただくことができます。 ◇保護者説明会について ・保護者説明会に出席できない場合は、事前に入学指定校へご連絡ください。 ・筆記用具、上履きをご持参ください。 ◇入学上のご注意 ・入学式の日時は、この通知書に記載された入学期日とは異なりますので、保護者説明会でご確認ください。 ・国立及び私立学校等へ入学される方は、この通知書、入学校の承諾書、印鑑をご持参の上、市役所5階、学校教育課での手続きが必要となります。 ・転居等のため、住所を異動する場合は、学校教育課までご連絡ください。 ・その他、就学についてのご相談やこの通知書の内容に不明な点がある場合などは学校教育課までお問い合わせください。 ◆この通知書は、入学式当日にご持参ください。	児童・生徒名		生 年 月 日	年 月 日	入 学 指 定 校	海老名市立 学校	入 学 期 日	年 月 日
児童・生徒名																	
生 年 月 日	年 月 日																
入 学 指 定 校	海老名市立 学校																
入 学 期 日	年 月 日																
児童・生徒名																	
生 年 月 日	年 月 日																
入 学 指 定 校	海老名市立 学校																
入 学 期 日	年 月 日																

第15号様式の2（第17条関係）

[illegible]

第15号様式の3 (第17条関係)

児童氏名	学 校 名	区分	学年	1	2	3	4	5	6
		学 級							
		整理番号							

各教科・特別活動・自立活動の記録						
学年 教科等	1	2	3	4	5	6
生活						
国語						
算数						
音楽						
図画工作						
体育						
特別活動						
自立活動						

第15号様式の3 (第17条関係)

児童氏名	学 校 名	区分	学年	1	2	3	4	5	6
		学 級							
		整理番号							

各教科・特別活動・自立活動の記録						
学年 科目	1	2	3	4	5	6
生活						
国語						
算数						
音楽						
図画工作						
体育						
特別活動						
自立活動						

第15号様式の4（第17条関係）

小 学 校 児 童 指 導 要 録 抄 本

フリガナ	平成	年	月	日生
学籍の記録	児童氏名	学校名		
現住所	所在地			
卒業年月日	平成	年	月	日
Ⅰ観 点 別 学 習 状 況	評 定	特 別 の 教 科 道 徳		
国語への関心・意欲・態度				
話す・聞く能力				
書く能力				
読む能力				
言語についての知識・理解・技能				
社会的事象への関心・意欲・態度				
社会的な思考・判断・表現				
観察・資料利用の技能				
社会的事象についての知識・理解				
音楽への関心・意欲・態度				
音楽的な考え方				
数算や図形についての技能				
数量や図形についての知識・理解				
理科への関心・意欲・態度				
科学的な思考・表現				
観察・実験の技能				
自然事象についての知識・理解				
音楽への関心・意欲・態度				
音楽表現の創意工夫				
音楽表現の技能				
鑑賞の能力				
造形への関心・意欲・態度				
発想や構想の能力				
創造的な技能				
鑑賞の能力				
家庭生活への関心・意欲・態度				
生活を創意工夫する能力				
生活の技能				
家庭生活についての知識・理解				
運動や健康・安全への関心・意欲・態度				
運動や健康・安全についての思考・判断				
運動の技能				
健康・安全についての知識・理解				
特別活動の記録	学級活動	基本的生活習慣	思いやり・協力	
児童会活動	健康・体力の向上	生命尊重・自然保護		
クラブ活動	自主・自決	勤労・責任		
学校行事	責任感	公正・公平		
	創意工夫	公共心・公徳心		
総合所見及び指導上参考となる諸事項				

この抄本の記載は原本と相違ないことを証明する

平成 年 月 日

学校名

校長氏名

印

第15号様式の4（第17条関係）

小 学 校 児 童 指 導 要 録 抄 本

フリガナ	平成	年	月	日生
学籍の記録	児童氏名	学校名		
現住所	所在地			
卒業年月日	平成	年	月	日
Ⅰ観 点 別 学 習 状 況	評 定	特 別 の 教 科 道 徳		
国語への関心・意欲・態度				
話す・聞く能力				
書く能力				
読む能力				
言語についての知識・理解・技能				
社会的事象への関心・意欲・態度				
社会的な思考・判断・表現				
観察・資料利用の技能				
社会的事象についての知識・理解				
音楽への関心・意欲・態度				
音楽的な考え方				
数算や図形についての技能				
数量や図形についての知識・理解				
理科への関心・意欲・態度				
科学的な思考・表現				
観察・実験の技能				
自然事象についての知識・理解				
音楽への関心・意欲・態度				
音楽表現の創意工夫				
音楽表現の技能				
鑑賞の能力				
造形への関心・意欲・態度				
発想や構想の能力				
創造的な技能				
鑑賞の能力				
家庭生活への関心・意欲・態度				
生活を創意工夫する能力				
生活の技能				
家庭生活についての知識・理解				
運動や健康・安全への関心・意欲・態度				
運動や健康・安全についての思考・判断				
運動の技能				
健康・安全についての知識・理解				
特別活動の記録	学級活動	基本的生活習慣	思いやり・協力	
児童会活動	健康・体力の向上	生命尊重・自然保護		
クラブ活動	自主・自決	勤労・責任		
学校行事	責任感	公正・公平		
	創意工夫	公共心・公徳心		
総合所見及び指導上参考となる諸事項				

この抄本の記載は原本と相違ないことを証明する

平成 年 月 日

学校名

校長氏名

印

○海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則

平成2年12月1日
教委規則第5号

改正 平成3年5月24日教委規則第5号
 平成3年11月11日教委規則第6号
 平成4年8月31日教委規則第4号
 平成5年2月19日教委規則第2号
 平成6年12月5日教委規則第5号
 平成7年2月20日教委規則第1号
 平成9年9月1日教委規則第7号
 平成10年12月24日教委規則第9号
 平成11年2月23日教委規則第1号
 平成11年12月20日教委規則第5号
 平成12年8月25日教委規則第5号
 平成13年6月27日教委規則第5号
 平成13年12月27日教委規則第6号
 平成15年12月1日教委規則第4号
 平成17年12月22日教委規則第12号
 平成18年3月20日教委規則第3号
 平成18年12月11日教委規則第8号
 平成19年7月30日教委規則第5号
 平成20年1月25日教委規則第1号
 (題名改称)
 平成21年2月24日教委規則第1号
 平成22年1月27日教委規則第1号
 平成23年1月25日教委規則第1号
 平成23年6月30日教委規則第9号
 平成24年3月1日教委規則第2号
 平成24年8月10日教委規則第13号
 平成26年3月14日教委規則第4号
 平成27年6月2日教委規則第9号
 平成29年1月26日教委規則第1号
 平成29年2月10日教委規則第2号
 平成29年8月31日教委規則第5号

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則（平成20教委規則1
・改称）

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の規定に基づき、海老名市に住所の存する児童生徒等の保護者に係る就学義務及び市立学校における教育の実施に関し、必要な事項を定める。

(平成20教委規則1・一部改正)

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒等 施行令第4条に規定する児童生徒等をいう。
- (2) 保護者 法第16条に規定する保護者をいう。
- (3) 就学予定者 施行令第5条第1項に規定する就学予定者をいう。
- (4) 学齢児童 法第18条に規定する学齢児童をいう。
- (5) 学齢生徒 法第18条に規定する学齢生徒をいう。
- (6) 視覚障害者等 施行令第5条第1項第1号に規定する視覚障害者等をいう。

(平成11教委規則1・平成19教委規則5・平成20教委規則1・一部改正)

(学齢簿)

第3条 施行令第1条に定める学齢簿は、第1号様式とする。

(入学期日等の通知及び学校の指定)

第4条 就学予定者のうち視覚障害者等以外の者について、その保護者に対する入学期日の通知及び就学すべき市立の小学校又は中学校についての指定は、学校指定通知書（第2号様式）により行う。

- 2 前項の指定は、別表第1に定める市立の小学校及び中学校の通学区域に応じて行う。
- 3 前項に規定する通学区域の者であっても、小学校就学時において、別表第2に規定する通学区域に係る者にあつては、当該選択可能小学校の中から小学校を選択することができる。
- 4 第2項に規定する通学区域の者であっても、中学校就学時において、別表第3に規定する通学区域に係る者にあつては、当該選択可能中学校の中から中学校を選択することができる。

(平成17教委規則12・平成19教委規則5・平成20教委規則1・平成29教委規則1・一部改正)

第5条 前条の規定は、次に掲げる者について準用する。

- (1) 新たに学齢簿に記載された児童生徒等（視覚障害者等及び市立の小学校又は中学校に在籍する者を除く。）
- (2) 施行令第6条の2第2項の規定により都道府県の教育委員会から通知を受けた学齢児童及び学齢生徒
- (3) 市立の小学校又は中学校の新設、廃止等によりその就学させるべき小学校又は中学校を変更する必要を生じた児童生徒等
- (4) 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等以外の者で市立の小学校又は中学校以外の小学校又は中学校に在学し、その全課程を終了する前に退学した者

(平成19教委規則5・一部改正)

第6条 前2条に規定する児童生徒等の就学させるべき市立の小学校又は中学校の校長（以下「学校長」という。）に対する当該児童生徒等の氏名及び入学期日についての通知は、第4条に規定する者にあつては就学予定者名簿、前条に規定する者にあつては転入学通知書（第3号様式）により行う。

(平成19教委規則5・平成20教委規則1・一部改正)

(学校指定の変更)

第7条 児童生徒等の就学すべき市立の小学校又は中学校の指定について変更の申立てをしようとする保護者は、指定学校変更申立書（第4号様式）により海老名市教育委員会（以下「委員会」という。）に申し立てるものとする。

- 2 委員会は、前項の規定による申立てを認めたときは、その保護者並びに変更前及び変更後の学校長に対し、指定学校変更通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(平成20教委規則1・一部改正)

(区域外就学等)

第8条 児童生徒等のうち視覚障害者等以外の者を市立の小学校又は中学校以外の小学校又は中学校若しくは中等教育学校の前期課程に就学させようとする保護者は、区域外就学届出書（第6号様式）に当該学校の就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、委員会に届け出なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行令第9条第2項の規定による協議が行われた場合は、その協議をもって前項の届出があったものとする。

(平成11教委規則1・平成19教委規則5・一部改正)

第9条 他の市町村に住所の存する児童生徒等のうち視覚障害者等以外の者を市立の小学校又は中学校へ就学させようとする保護者は、区域外就学願出書（第7号様式）により委員会に願い出なければならない。

- 2 委員会は、前項の規定による願い出を承諾したときは、その保護者及び就学させるべき学校長に対し、区域外就学承諾書（第8号様式）により通知する。

(平成19教委規則5・平成20教委規則1・一部改正)

(退学の届出)

第10条 保護者は、市立の小学校又は中学校に在学する学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等以外の者を、小学校又は中学校の全課程を修了する前に退学させようとするときは、当該学校長に届け出なければならない。

(平成19教委規則5・一部改正)

(視覚障害者等の通知)

第11条 学校長は、当該学校に在学する学齢児童又は学齢生徒で視覚障害者等に該当することとなった者があつたときは、速やかにその旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、視覚障害者等通知書（第9号様式）をもって通知しなければならない。

(平成19教委規則5・一部改正)

(出席不良等の通知)

第12条 学校長は、当該学校に在学する学齢児童又は学齢生徒が休業日（海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和35年教委規則第1号）第3条に

規定する休業日をいう。)を除き引き続き7日間出席せず、その他出席状況が良好でない場合において、その出席させないことについて保護者に正当な事由がないと認められるときは、委員会に対し出席不良通知書等により通知しなければならない。

(出席の督促)

第13条 委員会は、前条の規定による通知を受けたとき又はその他学齢児童若しくは学齢生徒の保護者が法第17条第1項若しくは第2項に規定する義務を怠っていると認められるときは、その保護者に対し出席督促通知書(第10号様式)により出席を督促するものとする。

(平成20教委規則1・一部改正)

(猶予又は免除の願い出)

第14条 学齢児童又は学齢生徒に係る就学猶予又は免除を受けようとする保護者は、就学義務の猶予(免除)願書(第11号様式)により委員会に申し出なければならない。

2 委員会は、前項の規定による願い出に対し就学義務を猶予又は免除するときは、その保護者に就学義務の猶予(免除)通知書(第12号様式)により通知しなければならない。

(平成20教委規則1・一部改正)

(事由消滅の届出)

第15条 保護者は、就学義務を猶予された期間中又は免除された後に、その猶予又は免除された事由がなくなったときは、速やかに就学猶予(免除)事由消滅届出書(第13号様式)に医師の証明書等その事情を証する書類を添えて、委員会に届け出なければならない。

(全課程修了者の通知)

第16条 学校長は、毎学年の修了後、市立の小学校又は中学校の全課程を修了した者の氏名を全課程修了者通知書(第14号様式)により、委員会に通知しなければならない。

(指導要録の作成及び様式)

第17条 学校長は、当該学校に在学する学齢児童又は学齢生徒が進学したときは、当該学齢児童又は学齢生徒の指導要録の抄本又は写し作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。

2 市立の小学校又は中学校の指導要録及びその抄本の様式は、小学校については第15号様式、中学校については第16号様式とする。

(平成11教委規則5・一部改正)

(出席簿の様式)

第18条 市立の小学校又は中学校の出席簿の様式は、小学校については第17号様式、中学校については第18号様式とする。

(卒業証書の様式)

第19条 市立の小学校又は中学校の卒業証書の様式は、第19号様式とする。

(委任)

第20条 この規則の施行に関し、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、改正前の規則(以下「旧規則」という。)の規定によりなされた行為は、この規則の規定によりなされたものとみなす。

3 この規則の施行の際、現に旧規則の規定による様式の使用紙が残存するときは、当分の間、これを使用することができる。

附 則(平成3年5月24日教委規則第5号)

(施行期日)

1 この細則は、平成3年4月1日から施行する。

(施行措置)

2 第16号様式の1. 第16号様式の2. 第16号様式の3については、平成3年4月1日以前に中学校に在学している者にあつては、なお従前の様式による。

3 第15号様式の1. 第15号様式の2. 第15号様式の3については、平成4年4月1日から適用し、同日前については、なお従前の様式による。

附 則(平成3年11月11日教委規則第6号)

この規則は、平成3年11月11日から施行する。

附 則(平成4年8月31日教委規則第4号)

この規則は、平成4年9月1日から施行する。

附 則(平成5年2月19日教委規則第2号)

- この規則は、平成5年2月22日から施行する。
 附 則（平成6年12月5日教委規則第5号）
 この規則は、平成6年12月5日から施行する。
 附 則（平成7年2月20日教委規則第1号）
 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
 附 則（平成9年9月1日教委規則第7号）
 この規則は、平成9年9月29日から施行する。
 附 則（平成10年12月24日教委規則第9号）
 この規則は、平成11年1月1日から施行する。
 附 則（平成11年2月23日教委規則第1号）
 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
 附 則（平成11年12月20日教委規則第5号）
 この規則は、平成12年1月1日から施行する。
 附 則（平成12年8月25日教委規則第5号）
 この規則は、平成12年8月28日から施行する。
 附 則（平成13年6月27日教委規則第5号）
 この規則は、公布の日から施行する。
 附 則（平成13年12月27日教委規則第6号）
 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第15号様式の1から第16号様式の4
 までの改正規定は、平成14年4月1日から適用する。
 附 則（平成15年12月1日教委規則第4号）
 この規則は、公布の日から施行する。
 附 則（平成17年12月22日教委規則第12号）
 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表中新田小学校の項の改正規定
 は、平成18年2月13日から施行する。
 2 この規則による改正後の別表第1に次の1表を加える改正規定は、平成15年4月
 1日から適用する。
 附 則（平成18年3月20日教委規則第3号）
 この規則は、公布の日から施行する。ただし、改正後の別表第1 小学校通学区の
 中新田小学校の項の規定は、平成18年2月13日から、改正後の別表第1 中学校通学区
 域の海西中学校の項の規定及び別表第2 今泉小学校の項の規定は、平成17年10月3日
 から適用する。
 附 則（平成18年12月11日教委規則第8号）
 この規則は、平成18年12月13日から施行する。ただし、別表第1 及び別表第2 の改
 正規定は、平成19年2月13日から施行する。
 附 則（平成19年7月30日教委規則第5号）
 この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
 附 則（平成20年1月25日教委規則第1号）
 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1 の改正規定は、平成20年2
 月25日から、第3号様式から第5号様式まで、第7号様式、第8号様式及び第10号様
 式の改正規定は、平成20年4月1日から適用する。
 附 則（平成21年2月24日教委規則第1号）
 この規則は、平成21年3月2日から施行する。
 附 則（平成22年1月27日教委規則第1号）
 この規則は、平成22年2月1日から施行する。
 附 則（平成23年1月25日教委規則第1号）
 この規則は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。
 附 則（平成23年6月30日教委規則第9号）
 この規則は、平成23年8月15日から施行する。
 附 則（平成24年3月1日教委規則第2号）
 この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
 附 則（平成24年8月10日教委規則第13号）
 この規則は、平成24年8月13日から施行する。
 附 則（平成26年3月14日教委規則第4号）
 この規則は、平成26年5月1日から施行する。
 附 則（平成27年6月2日教委規則第9号）
 この規則は、平成27年6月15日から施行する。
 附 則（平成29年1月26日教委規則第1号）
 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
 附 則（平成29年2月10日教委規則第2号）
 この規則は、平成29年2月13日から施行する。

附 則（平成29年 8 月31日教委規則第 5 号）
この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）（平成20教委規則 1・全改、平成21教委規則 1・平成22教委規則 1・平成23教委規則 9・平成24教委規則13・平成26教委規則 4・平成27教委規則 9・平成29教委規則 2・一部改正）
小 学 校 通 学 区 域

学 校 名	通 学 区 域
海老名小学校	中央一丁目 中央二丁目 中央三丁目 国分南一丁目 国分南二丁目 1 番から15番まで、17番から51番まで 国分南三丁目 国分南四丁目 国分北一丁目 1 番 望地一丁目 望地二丁目 勝瀬 1 番から10番まで、83番地から197番地まで、200番地から235番地まで 国分寺台 1 丁目 2 番の一部、3 番の一部 大谷65番地から69番地まで 河原口1356番地から1360番地まで、1364番地から1387番地まで、1510番地から1605番地まで
柏ヶ谷小学校	柏ヶ谷555番地から594番地まで、609番地から696番地まで、706番地から713番地まで、856番地から1000番地まで、1032番地から1150番地まで 東柏ヶ谷一丁目 東柏ヶ谷二丁目 東柏ヶ谷三丁目 上今泉六丁目40番から46番まで、52番から59番まで
有鹿小学校	河原口一丁目 河原口二丁目 河原口三丁目 河原口四丁目 河原口五丁目 河原口365番地から379番地まで、382番地、391番地から400番地まで、872番地、929番地から981番地まで、987番地から1029番地まで、1334番地から1355番地まで、2499番地、2548番地 上郷一丁目 上郷381番地から473番地まで、675番地から765番地まで、790番地から878番地まで、937番地から951番地まで めぐみ町 1 番、6 番、7 番
有馬小学校	杉久保北五丁目20番から22番まで 杉久保南一丁目 1 番から14番まで、24番から26番まで 杉久保南三丁目 杉久保南四丁目 杉久保南五丁目 杉久保48番地から52番地まで、54番地から57番地まで 本郷 上河内 1 番地から32番地まで、100番地から126番地まで、211番地から1093番地まで 中河内97番地から350番地まで、409番地から509番地まで、577番地から635番地まで、701番地から703番地まで、711番地から721番地まで、726番地、729番地、795番地

	から1828番地まで
大谷小学校	大谷北一丁目 大谷北二丁目 大谷北三丁目 大谷北四丁目 1 番から16番まで 大谷南一丁目 1 番から 4 番まで 大谷南二丁目 1 番から14番まで 大谷南三丁目 1 番から 3 番まで 大谷 1 番地から 4 番地まで、30番地から35番地まで、59番地から64番地まで、234番地から364番地まで 浜田町 国分寺台 1 丁目 1 番、2 番の一部、3 番の一部、4 番から21番まで 国分寺台 2 丁目 国分寺台 3 丁目
上星小学校	国分北二丁目 8 番から23番まで 上今泉一丁目 上今泉三丁目 上今泉四丁目 上今泉五丁目 上今泉六丁目20番から39番まで、47番から51番まで
中新田小学校	中新田一丁目 中新田二丁目 中新田三丁目 中新田四丁目 中新田五丁目 中新田376番地から540番地まで 河原口1304番地から1310番地まで、1313番地から1333番地まで、1361番地から1363番地まで さつき町 大谷586番地の一部、大谷587番地から817番地まで 勝瀬198番地、199番地、236番地から249番地まで
門沢橋小学校	中野 中野一丁目 中野二丁目 中野三丁目 門沢橋 門沢橋一丁目 門沢橋二丁目 門沢橋三丁目 門沢橋四丁目 門沢橋五丁目 門沢橋六丁目
東柏ヶ谷小学校	東柏ヶ谷四丁目 東柏ヶ谷五丁目 東柏ヶ谷六丁目
社家小学校	社家 今里 今里一丁目 今里二丁目 今里三丁目 上河内33番地から99番地まで、127番地から210番地まで 中河内 9 番地から96番地まで、351番地から408番地まで、510番地から576番地まで、636番地から700番地まで、704番地から710番地まで、722番地から725番地まで、727番地

	、728番地、730番地から794番地まで
杉久保小学校	大谷北四丁目17番から21番まで 大谷南一丁目5番から11番まで 大谷南二丁目15番から24番まで 大谷南三丁目4番から29番まで 大谷南四丁目 大谷南五丁目 大谷402番地から437番地まで、462番地から495番地まで、 512番地から526番地まで、545番地から564番地まで、576 番地から585番地まで、586番地の一部 国分寺台4丁目 国分寺台5丁目 杉久保北一丁目 杉久保北二丁目 杉久保北三丁目 杉久保北四丁目 杉久保北五丁目1番から19番まで、23番から30番まで 杉久保南一丁目15番から23番まで、27番から30番まで 杉久保南二丁目 杉久保1番地から32番地まで、35番地から47番地まで、61 番地から88番地まで、472番地から535番地まで
今泉小学校	国分北一丁目2番から41番まで 国分北二丁目1番から7番まで 上郷二丁目 上郷三丁目 上郷四丁目 扇町 めぐみ町2番から5番まで 下今泉一丁目 下今泉二丁目 下今泉三丁目 下今泉四丁目 下今泉五丁目 上今泉二丁目 上今泉1633番地から2044番地まで 泉一丁目 泉二丁目
杉本小学校	国分南二丁目16番 国分北三丁目 国分北四丁目 上今泉六丁目1番から19番まで 柏ヶ谷1番地から553番地まで、600番地から608番地まで 、700番地から705番地まで、719番地から819番地まで

中 学 校 通 学 区 域

学 校 名	通 学 区 域
海老名中学校	海老名小学校通学区域 国分南二丁目16番 国分北一丁目2番 国分北二丁目 国分北三丁目1番から14番まで、23番、24番の一部、25番 から39番まで 国分北四丁目17番
有馬中学校	有馬小学校通学区域 門沢橋小学校通学区域

	社家小学校通学区域
海西中学校	有鹿小学校通学区域 中新田小学校通学区域 上郷一丁目 上郷二丁目 上郷三丁目 上郷381番地から473番地まで、675番地から765番地まで、 790番地から878番地まで、937番地から951番地まで 下今泉一丁目18番から27番まで めぐみ町1番、6番、7番
柏ヶ谷中学校	柏ヶ谷小学校通学区域 東柏ヶ谷小学校通学区域 国分北三丁目15番から22番まで、24番の一部 国分北四丁目1番から16番まで 上今泉六丁目 柏ヶ谷1番地から1150番地まで
大谷中学校	大谷小学校通学区域 杉久保小学校通学区域
今泉中学校	国分北一丁目3番から41番まで 下今泉一丁目1番から17番まで 下今泉二丁目 下今泉三丁目 下今泉四丁目 下今泉五丁目 上今泉一丁目 上今泉二丁目 上今泉三丁目 上今泉四丁目 上今泉五丁目 上今泉1633番地から2044番地まで 上郷四丁目 扇町 めぐみ町2番から5番まで 泉一丁目 泉二丁目

別表第2（第4条関係）（平成29教委規則1・追加、平成29教委規則5・全改）
＜特例＞ 入学時選択可能小学校とその通学区域

通学区域	選択可能小学校
上今泉二丁目	上星小学校 今泉小学校
東柏ヶ谷一丁目21番から29番まで 東柏ヶ谷二丁目18番から30番まで 東柏ヶ谷三丁目	柏ヶ谷小学校 東柏ヶ谷小学校
今里630番地から674番地まで 今里一丁目 今里二丁目1番から8番まで 今里三丁目1番から15番まで	中新田小学校 社家小学校

別表第3（第4条関係）（平成18教委規則8・全改、平成29教委規則1・旧別表第2繰下、平成29教委規則5・一部改正）

〈特例〉 入学時選択可能中学校とその小学校通学区域

小学校名	通学区域	選択可能中学校
上星小学校	国分北二丁目 8 番から23番まで	海老名中学校 今泉中学校
	上今泉六丁目20番から39番まで、 47番から51番まで	柏ヶ谷中学校 今泉中学校
社家小学校	今里630番地から674番地まで 今里一丁目 今里二丁目 1 番から 8 番まで 今里三丁目 1 番から15番まで	有馬中学校 海西中学校
今泉小学校	国分北一丁目 2 番 国分北二丁目 1 番から 7 番まで	海老名中学校 今泉中学校
	上郷二丁目 上郷三丁目 下今泉一丁目18番から27番まで	海西中学校 今泉中学校
杉本小学校	国分北三丁目 1 番から14番まで、 23番、25番から39番まで 国分北四丁目17番	海老名中学校 柏ヶ谷中学校

以下の資料が添付されています。

第1号様式(第3条関係) 学齢簿



画像

第2号様式(第4条関係) 学校指定通知書



画像

第3号様式(第6条関係) 転入学通知書



画像

第4号様式(第7条関係) 指定学校変更申立書



画像

第5号様式(第7条関係) 指定学校変更通知書



画像

第6号様式(第8条関係) 区域外就学届出書



画像

第7号様式(第9条関係) 区域外就学願出書



画像

第8号様式(第9条関係) 区域外就学承諾書



画像

第9号様式(第11条関係) 視覚障害者等通知書



画像

第10号様式(第13条関係) 出席督促通知書



画像

第11号様式(第14条関係) 就学義務の猶予(免除)願書



画像

第12号様式(第14条関係) 就学義務の猶予(免除)通知書



画像

第13号様式(第15条関係) 就学猶予(免除)事由消滅届出書



画像

第14号様式(第16条関係) 全課程修了者通知書



画像

第15号様式の1(第17条関係) 小学校児童指導要録 学籍の記録

	 画像
第15号様式の2(第17条関係) 小学校児童指導要録(続) 各教科の学習の記録、等	 画像
第15号様式の2(第17条関係) 小学校児童指導要録(続) 行動の記録、等	 画像
第15号様式の3(第17条関係) 小学校児童指導要録(続) 学習の記録	 画像
第15号様式の3(第17条関係) 小学校児童指導要録(続) 行動の記録、等	 画像
第15号様式の4(第17条関係) 小学校児童指導要録抄本	 画像
第16号様式の1(第17条関係) 中学校生徒指導要録	 画像
第16号様式の2(第17条関係) 中学校生徒指導要録 各教科の学習の記録(表面)	 画像
第16号様式の2(第17条関係) 中学校生徒指導要録 総合的な学習の時間の記録等(裏面)	 画像
第16号様式の3(第17条関係) 中学校生徒指導要録 各教科・特別活動・自立活動の記録(表面)	 画像
第16号様式の3(第17条関係) 中学校生徒指導要録 総合的な学習の時間の記録等(裏面)	 画像
第16号様式の4(第17条関係) 中学校生徒指導要録抄本	 画像
第17号様式(第18条関係) 児童出席簿	 画像
第18号様式(第18条関係) 生徒出席簿	 画像
第19号様式(第19条関係) 卒業証書	 画像

議案第 29 号

平成30年度全国学力・学習状況調査公表内容について

別紙のとおり、平成30年度全国学力・学習状況調査公表内容について、議決を求める。

平成30年11月21日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

平成30年度全国学力・学習状況調査公表内容を決定いただきたいため

議案第 30 号

海老名市立図書館条例施行規則の一部改正について

別紙のとおり、海老名市立図書館条例施行規則の一部改正について、議決を求める。

平成 30 年 11 月 21 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

海老名市立図書館条例施行規則の一部改正について審議いただきたいため

海老名市立図書館条例施行規則の一部改正について

平成30年10月23日の最高経営会議において、市内3か所設置の連絡所を順次廃止することが決定されました。海老名駅連絡所及びかしわ台駅連絡所では、図書館資料の館外貸し出しの手続きサービスを行っていましたが、連絡所廃止に伴い、当該サービスも終了いたします。

上記に伴い、海老名市図書館条例施行規則の一部を改正いたします。

- 1 改正する規則 海老名市図書館条例施行規則
- 2 施行日 平成31年3月15日（かしわ台連絡所廃止日）
- 3 改正文 別紙のとおり

備考 海老名駅連絡所については、平成32年3月廃止予定となっており、正式な廃止日が決定してから、規則改正いたします。

海老名市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

海老名市立図書館条例施行規則（昭和59年教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

第14条の2（見出しを含む。）中「海老名市役所かしわ台連絡所及び」を削る。

附 則

この規則は、平成31年3月15日から施行する。

新（改正案）	旧（現行）
海老名市立図書館条例施行規則 （趣旨） 第1条 この規則は、海老名市立図書館条例（昭和59年条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。 （定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） 図書館資料 図書、記録、郷土資料、行政資料、カセットテープ、コンパクトディスク、美術品その他の必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を含む。）を含む。） （2） 視聴覚資料 視覚聴覚教育のための機材及び資料 第3条～第13条 （略） （館外貸出しの手続） 第14条 図書館資料の館外貸出しを受けようとする者は、あらかじめ利用登録票を指定管理者に提出し、貸出券等の交付を受けておかなければならない。 2 貸出券等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに指定管理者に届け出なければならない。 （1） 住所又は氏名を変更したとき。 （2） 貸出券等を紛失し、又は汚損したとき。 3 貸出券等は、第三者に貸与又は譲渡してはならない。 （<u>海老名市役所海老名駅連絡所での受取り等</u>） 第14条の2 前条に規定する貸出しを受けようとする者は、<u>海老名市役所海老名駅連絡所</u>においても、中央図書館及び有馬図書館で予約した図書館資料の受取り及び貸出しを受けた図書館資料の返却をすることができる。 2 前項に規定する<u>海老名市役所海老名駅連絡所</u>に	海老名市立図書館条例施行規則 （趣旨） 第1条 この規則は、海老名市立図書館条例（昭和59年条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。 （定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） 図書館資料 図書、記録、郷土資料、行政資料、カセットテープ、コンパクトディスク、美術品その他の必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を含む。）を含む。） （2） 視聴覚資料 視覚聴覚教育のための機材及び資料 第3条～第13条 （略） （館外貸出しの手続） 第14条 図書館資料の館外貸出しを受けようとする者は、あらかじめ利用登録票を指定管理者に提出し、貸出券等の交付を受けておかなければならない。 2 貸出券等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに指定管理者に届け出なければならない。 （1） 住所又は氏名を変更したとき。 （2） 貸出券等を紛失し、又は汚損したとき。 3 貸出券等は、第三者に貸与又は譲渡してはならない。 （<u>海老名市役所かしわ台連絡所及び海老名市役所海老名駅連絡所での受取り等</u>） 第14条の2 前条に規定する貸出しを受けようとする者は、<u>海老名市役所かしわ台連絡所及び海老名市役所海老名駅連絡所</u>においても、中央図書館及び有馬図書館で予約した図書館資料の受取り及び貸出しを受けた図書館資料の返却をすることができる。 2 前項に規定する<u>海老名市役所かしわ台連絡所及び海老名市役所海老名駅連絡所</u>に

おける受取り及び返却ができる日と時間は、海老名市役所連絡所設置規則（平成16年規則第28号）第4条に規定する休業日以外で、かつ、同規則第3条に規定する開所時間内とする。 以下 （略）	おける受取り及び返却ができる日と時間は、海老名市役所連絡所設置規則（平成16年規則第28号）第4条に規定する休業日以外で、かつ、同規則第3条に規定する開所時間内とする。 以下 （略）
---	---

附 則

この規則は、平成 31 年 3 月 15 日から施行する。

議案第 31 号

「平成30年度海老名市一般会計補正予算のうち教育に係る部分」に関する「意見の申し出」について（非公開事件）

別紙のとおり、「平成30年度海老名市一般会計補正予算のうち教育に係る部分」に関する「意見の申し出」について、議決を求める。

平成30年11月21日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

「平成30年度海老名市一般会計補正予算のうち教育に係る部分」に関する「意見の申し出」について、決定いただきたいため

